

COVID-19 蔓延時に行われた養護実習から考察された課題

Issues considered from school-nursing training conducted during the spread of COVID-19

大塚 朱美

Akemi OTSUKA

キーワード: COVID-19、養護実習、課題

COVID-19 蔓延時に行われた養護実習の実習目標は概ね達成できた。COVID-19 蔓延時に行われた養護実習から考察された課題は、1)育成指標に基づく養成計画として、今後の養護教諭の養成教育においては、養護教諭の6つの職務内容を各科目および実習にどのように組み込んでいくかを検討すること。2)未経験の専門技術への対応として、養護実習の事後指導や教職実践演習の科目で、事例を活用した問診から応急処置、保健指導までの技術の実践および実践を振り返る授業内容を検討すること。3)内省が行える授業づくりとして、相手の立場で考えたり他者の考えを参考に内省できるようにしたり、児童生徒の健康課題のアセスメントおよび学生同士や児童生徒との意見交換を取り入れること。4)感染症対策として、今回の感染症対策を基準として、今後の様々なリスクに対するマネジメントを検討しておくこと。5)大学、教育委員会、学校の連携強化として、実習前や実習中、実習後の情報をお互い共有する組織の構築を検討することであった。

I. はじめに

COVID-19(新型コロナウイルス感染症)は世界的規模で、経済的活動のみならず日常生活のあらゆる活動に影響を与えた。教育においても、幼稚園から大学まですべての教育活動が多大な影響を受けた。長期にわたる休校のほか、咳エチケット、手指衛生等に加え、3つの密(密閉空間・密集場所・密接場面)と3つの条件(換気の悪い空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)が重ならないようななどの徹底した感染対策、遠隔授業などの授業形態の変更、時差登校や体育・修学旅行・部活等の教育活動の制限などである。このようなCOVID-19禍(コロナ禍)において、文部科学省より教育実習を実施するにあたっての留意点や対応等が段階的に示されている。その内容は、実習時期の変更、実習期間の短縮、教育

実習について課程認定を受けた教育実習以外の科目の単位をあてるなどである。

教育実習は、教職課程コアカリキュラムの中に教育実践に関する科目(学校体験活動を含む)として示されており、その目標は「大学で学んだ教科や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、各教科や教科外活動の指導場面で実践するための基礎を修得する」と掲げられている。このことから、大学にとっての教育実習の意義は、大学で学んだ教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、学校現場で通用する実践的な指導力として体得させることである²⁾。我が国の教員養成は、大学における養成の原則(教員養成は大学において行うことを基本とすること)および開放性の原則(教員養成を目的とする学位課程に限らず国立・公立・私立のいずれの大学でも、あらゆる学位課程において教職課程を設置し、教員養成を行うことができる)を採用しており、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特徴を發揮しつつ行っている³⁾。

養護教諭は教師である一方、他の教諭とは異なる専門性を有するとともに、その職務についても子どもたちの健康課題に対する個別対応を担うなど、授業における教科指導等を行う教諭とは異なる性質を有している⁴⁾。養護教諭の職務

連絡先: 大塚朱美 aotsuka@cis.ac.jp

千葉科学大学看護学部看護学科

Department of Nursing, Faculty of Nursing,

Chiba Institute of Science

(2023年10月2日受付, 2023年12月15日受理)

内容は、学校経営等について他の教諭と同様に参画するほか、その専門性を活かした固有の5つの職務として、保健管理(救急処置、健康診断、健康観察、疾病の管理・予防、学校環境衛生管理)、保健教育(各教科等における指導への参画)、健康相談(心身の健康課題に関する児童生徒への健康相談、健康相談等を踏まえた保健指導)、保健室経営、保健組織活動である⁹⁾。そのような中で、従来の職務のほかCOVID-19への対応も相まって養護教諭が担う職務の重要性は増大しており、養護教諭の業務負担がさらに大きくなっていることが懸念されている。そのような中、「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～(答申)¹⁰⁾では、養護教諭の職務の明確化と研修の在り方、多様化した養護教諭の役割の中から、養護教諭の専門性に基づいた職務の明確化が求められている。

また、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」⁷⁾を受けて、各教育委員会において教諭等および事務職員の職務内容を定める際の基礎資料を作成することとなった。養護教諭についてもその職務の遂行のために必要な資質能力を明らかにし、養護教諭の資質能力ごとに養成、採用、任用・配置の各段階における更なる改善を検討することとなった。その結果、千葉県では2023(令和5)年9月6日の「千葉県・千葉市教員等育成指標～信頼される質の高い教員等の育成を目指して～」(以下、育成指標)⁸⁾において、「教職に必要な素養」「専門領域に関する資質能力」「生徒指導等に関する実践的指導力」「チーム学校を支える資質能力」「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」「ICTや情報・教育データの利活用等」の養護教諭の職務の6つの柱ごとに、養護教諭の資質向上に関する指標を示した。

コロナ禍において、教育実習に対する大きな変更が余儀なくされ、改めて教育実習のあり方が問われることになった。今後も、新たな感染症や災害なども想定されることから、COVID-19蔓延時において教育実習が置かれた状況や養護実習の課題を整理し、養成、採用、任用・配置と連続した養護教諭の資質向上を目指して、養成段階における養護実習のあり方を再検討する必要がある。

II. 目的

本研究は、2020(令和2)年9月のCOVID-19蔓延時に行われた教育実習を整理するとともに、今後の養護実習の在り方を検討するためにCOVID-19蔓延時に行われた養護実習の課題を明らかにすることを目的とする。

III. 用語の定義

養護実習とは、教職課程を有する大学等で行われている養護教諭の免許取得のための教育実習のことである。教育実習と使用する場合は教員免許取得のための実習全体のことを意味し、養護実習と使用する場合は養護教諭のみに限定している場合を意味する。

IV. 調査方法

1. COVID-19 蔓延時に行われた教育実習の整理

2020(令和2)年9月のCOVID-19蔓延時に行われた教育実習の整理については、教育実習の意義および文部科学省を中心とした国のコロナ禍における教育実習を実施するにあたっての留意点や対応、X大学看護学部(以下、X大学とする)の養護実習を整理する。

2. COVID-19 蔓延時に行われた養護実習の課題

X大学で行われた養護実習を対象とした。調査時期は2020(令和2)年9月であり、調査対象は養護実習の学生および養護教諭とし、調査方法は無記名自記式質問紙により学生は集合方式、養護教諭は郵送法とした。質問項目は性別、年齢、実習への取り組み意欲、到達目標の達成度、実習で経験しなかったこと/指導しなかったこと、制限された教育活動、感染症対策や教育活動の制限について感じたこと、制限の中で養護実習が行われたメリットとデメリット、その他感じたこととした。分析は、質問紙調査の性別、年齢、実習への取り組み意欲、到達目標の達成度については単純集計を行い、自由記述は記述をデータとして扱い、それぞれの質問項目の記述のキーワードまたは文節に注目し、類似しているものをまとめカテゴリ名をつける質的帰納的分析を行った。

V. 倫理的配慮

本研究は、千葉科学大学人を対象とする研究倫理審査委員会の承認(承認番号No:R2-14)を得て実施した。学生には、実習終了後に研究目的や分析方法等の研究内容、調査への参加は自由であること、参加しないことによる不利益はないこと、特に単位の取得には関係ないこと、調査用紙の提出をもって研究参加の同意とすること、統計処理をした結果を公表すること、研究結果の公表時の匿名性を確保すること等を記載している研究計画書を口頭で説明した。回収は、期限(1週間)を設け、回収ボックスに提出するように説明した。養護教諭には、実習終了後に研究目的や分析方法等の研究内容、調査への参加は自由であること、参加しないことによる不利益はないこと、調査用紙の提出をもって研究参加の同意とすること、統計処理をした結果を公表すること、研究結果の公表時の匿名性を確保すること等を記載している研究計画書、回答用紙および返信用封筒を郵送した。回収期限は1週間とした。

VI. 教育実習について

1. 教育実習の意義について

教育実習は教員免許状を取得するための必須科目というだけでなく、未来の教育を担う教員の養成には欠かせない重要な科目である。野口⁹⁾は、「正規の教員であれ、講師や臨時的任用職員であれ、いったん教員として児童生徒の前に立てば、基本的にはその人は自立した責任のある指導者として、他の経験豊かな教員たちと同等に勤務することになる」と述べている。このような特性から、教育実習で学校現場を経験しないで教員になることは学生にとっても不安なことであるが、教員としての資質能力の修得に関することであり、その影響は児童生徒に還元される由々しき問題である。

大学等では、教員として必要な資質能力を確実に身につけた学生を育てることを目指してカリキュラムを編成し指導している。教職課程コアカリキュラムに「教育実習は、大学で学んだ教科や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、各教科や教科外活動の指導場面で実践するための基礎を修得する」と掲げられていることから、大学等にとっての教育実習の意義は、大学で学んだ教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、学校現場で活用できる実践力として体得させることである²⁾。米沢¹⁰⁾は、教育実習の意義は「教職に対する構え及び教授方法・技術の習得」や「教育現場の実践状況の理解」と位置づけており、教職の意義や役割を知り教員としての姿勢について学ぶことも含め、実際に児童生徒の前に立って指導することや、現職教員の授業実践を観察することを通して教科指導の専門的知識や技術を身につけることのほかに、様々な個性を持つ児童生徒への関りや、その他多くの仕事があることなど学校現場の現実を理解することであると述べている。また、教育実習において学生は、生身の児童生徒と向き合う中で自分の予想しないような反応が返ってきたり、計画通りに指導が進まなかったりすることに直面する。学生は、そのような経験を通して内省し、自己の課題や弱点に気づいていく機会となる¹¹⁾¹²⁾。この経験が、「学生自らが教職への適正や進路を考える貴重な機会となる」¹³⁾のであり、実際の学校現場を体験する教育実習はキャリア選択の上でも重要な機会になっている。

教育実習を受け入れている学校にとっての教育実習の意義として、町支¹⁴⁾は「働き始めた当初、若手教師がまずもって求められることの一つは、その職務に適応していくことである」と指摘している。そして、職務への適応を社会化という概念を用いて「職業的社会化」と「組織社会化」の二つに分けて捉えている。「職業的社会化」とは、教員の文化の規範、行動様式を内面化する教員への適応であり、「組織社会化」とは、所属する学校組織の文化や規範、行動様式を内面化する学校組織への適応だと定義している。また、「職業的社会化」は、長いキャリアを通じて徐々に適応しているものであるの対

して、「組織社会化」はロールモデルの存在や周囲の既存メンバーからの支援に加え、自らその組織の情報を知ろうとすることによって若手教員でも適応可能だとしている。脇本¹⁵⁾は、学生の段階における学校現場の経験が教職についてからのどのような影響を及ぼすのかについて調査した結果、「教師にインタビューを行うという経験が組織社会化につながっていることが明らかになった」と述べている。そして、学校現場で学生が教員にインタビューすることにより教員という職業や学校現場の状況を知ることができ、学生が教員になった際に早く学校に馴染めるという「組織社会化」につながったのではないかと考察している。

さらに、教育実習には、実習生の指導にあたる教員のスキルアップにつながるという効果も期待されている。横浜市が実施したアンケートの結果¹⁶⁾から、「実習生を指導・支援する中で職員もまた何かを感じ取り、向上し、また自分を振り返る機会を得ている」という回答が得られている。ここから、教育実習が教育実習を受け入れている学校の人材育成にも資するということが述べられている。つまり、教育実習は実習生を受け入れる実習校にとっても、望ましい影響を間接的・直接的にもたらしているといえる。

2. コロナ禍における 教育実習の留意点や対応

コロナ禍において教育実習を実施するにあたっては、文部科学省より大学等及び教育委員会、都道府県知事等に対して留意点や対応策が段階的に示されている。2020年4月3日「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について」¹⁷⁾、および同年5月1日「令和2年度における教育実習の実施機関の弾力化について」¹⁸⁾、同年8月11日「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」¹⁹⁾により留意点や対応をまとめた。

1) 実習時期・期間・内容の弾力化

2020年2月27日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議²⁰⁾において、小・中学校及び高等学校、特別支援学校に臨時休業を要請する考えを表明し、3月2日から年度末までの実施を求めた。これを受けて全国の学校は臨時休業の措置をとることになった。しかし、その後も感染は拡大し4月には特別措置法²¹⁾に基づき緊急事態宣言が発出されたことから、臨時休業の期間は延長された。5月11日の時点で、全国の小・中学校と義務教育学校の88%が臨時休業を実施している²²⁾。臨時休業期間が長期化している現状を踏まえて4月3日¹⁷⁾及び5月1日の通知¹⁸⁾では、教育実習の時期の変更、期間の短縮、内容の弾力化の検討を大学等や教育委員会に求めている。特に、5月1日の通知では、「令和2年度に限っては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲を大学・専門学校等における授業により行うことは差し支えない」¹⁸⁾としている。これにより、3週間の教育実習期間は2週間に短縮する

ことが可能となったが、短縮された教育実習の内容については具体的に示されていない。

2)教育実習の授業科目による代替

2020年8月11日「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」¹⁹⁾において、「新型コロナウイルス感染症の影響で学生が教育実習科目の単位を修得できないときは、課程認定を受けた教育実習以外の科目の単位を以てあてることができる」としている。さらに、「令和2年度に限り、教育実習の科目の総授業時数の全部または一部を大学等が行う授業により行うことができることとする」とし、5月1日の通知で示した3分の1を超えない範囲という規定を緩和している。この通知では、コロナ禍において教育実習を実施するための対応策が示されていたものを、教育実習が実施できなくても教員免許状は取得できるという、教育実習そのものを行わないことを可能としている。これは、学校現場を全く経験していない学生が教員として生徒の前に立てることになることを意味している。加えて、「大学等が教育実習の代替として授業を行う場合は、教育実習に相当する教育効果を有することが認められるものであり、かつ、学校教育の実際を体験的、総合的に理解できる実習・演習等として実施すること等に努めることが強く期待されること」としている。しかし、コロナ禍によって2020年度前期の授業は、全国大学・高等専門学校約6割の学校で対面授業と遠隔授業を併用し、約2割の学校においては遠隔授業のみという状況であった²⁰⁾。

3)感染症対策

2020年4月3日の通知¹⁷⁾では、感染防止に留意しつつ教育実習の実施時期、期間、内容等について実習校等と連携・協力の上、教育実習を円滑に実施するよう大学等に求めている。感染症対策としては、新型コロナウイルス感染症専門家会議²⁰⁾が示した3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）と3つの条件（換気の悪い空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が重ならないようにすることや、学生に対しての感染症対策に関する事前指導として、次の内容を徹底するように求めている。

- ①教育実習の実施の2週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うこと。
- ②感染リスクの高い場所に行く機会を減らすこと。
- ③手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染防止対策を徹底し、マスクを常時着用すること。
- ④濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に接触した日から起算して2週間は教育実習への参加を見送ること。
- ⑤学校における感染症対策の取組みについて十分理解させた上で教育実習に参加させること。
- ⑥実習中は受入先である学校における感染症対策の指示に従うこと。
- ⑦実習中に発熱等の風邪症状やその他体調不良が見られた

場合には、実習校と相談の上、児童生徒等との接触は絶対に避け、自宅で休養すること。

また、実習中は急遽、実習を中止せざるをえない場合など速やかに連絡を取り合うことができるよう確実な連絡体制を構築すること、実習後は、実習後の感染が判明した場合の学校や教育委員会への速やかな連絡や対応を行うことも求めている。

3. X大学の養護実習について

1)養護教諭課程と養護実習の概要

X大学は、養護教諭免許（養護教諭一種および養護教諭二種）を希望する学生は、1年次より教職科目を履修・修得し、3年次に教職科目の修得単位数の条件が満たされていれば養護教諭課程の学生となる。養護教諭課程を希望する学生の人数制限はなく、1年次には約10名から30名程度の学生が教職科目を履修するが、3年次にはその中から保健師課程に変更する学生もいるため、養護教諭課程の学生は3名から10名であった。X大学では、養護実習を3年次の1月に2週間（養護実習Ⅰ）、4年次の9月に2週間（養護実習Ⅱ）の2期に分けて行っているが、基本的に養護実習Ⅰと養護実習Ⅱの実習校は同じ学校で行っている。実習校の選択は、市立学校については、X大学のある市の教育委員会（以下、Y教育委員会とする）と連携して、X大学が希望する学校数の学校をY教育委員会が選択している。県立学校については、X大学の養護教諭課程担当教員が直接に学校に依頼を行っている。学生の実習校の割り振りは、学生から事前に聞いていた希望学校種により行っている。

(1)2020（令和2）年の養護実習Ⅰ

該当学年：3年生

実習期間：2021（令和3）年1月12日～1月22日 土日除く9日間

実習目的：教育実習（養護実習Ⅰ・養護実習Ⅱ）は、養護教諭一種免許状を取得するための必修科目である。教育実習では小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、学校保健の側面から養護教諭や教職員と児童生徒が行う教育活動の実際を見聞し、様々な養護教諭としての職務に参加し、そこから体験した反応や結果を大学で学習した教職教養・専門教養の理論を基に分析する。このような教育実習での学びは、実習後も教育現場の課題を深め続ける「研究・継続型」実習であり、教育全般にわたる基本的理解をとおして教職員としての自覚・態度および養護教諭として専門的なものの見方や考え方を養う機会である。実習生は教育実習の意義と責任を十分自覚して、しかりとした心構えで実習に臨むことが必要である。

到達目標：1. 実際に行われている学校の機能、学校保健の役割について説明できる。

2. 実際に行われている養護教諭の職務の実践を見聞し、養護教諭の職務について説明できる。

3. 養護教諭としての課題について説明できる。

(2) 2020 (令和2) 年の養護実習 II

該当学年：4 年生

実習期間：2020 (令和2) 年 9 月 7 日～9 月 18 日 土日除く 10 日間

実習目的：養護実習 I と同様

到達目標：1. 児童生徒との円滑な関係性が構築できる。

2. 実習校の実態をアセスメントし、児童生徒の実態に適した指導計画が立案できる。

3. 立案した計画を実施し、評価できる。

4. 現代的健康課題と養護教諭の職務について説明できる。

VII. COVID-19 蔓延時に行われた養護実習の調査結果

1. 該当養護実習

該当養護実習は、2020 (令和2) 年 9 月 7 日～9 月 18 日の土日除く 10 日間に行われた養護実習 II であった。実習学校は X 大学のある市内の小学校 5 校、中学校 2 校、高等学校 2 校であり、実習人数は前述学校に各 1 名で合計 9 名であった。学生の実習指導を担当した養護教諭は、前述学校に各 1 名で合計 9 名であった。

2. 質問紙調査

調査対象は 9 校であり、学生および養護教諭共に 6 名から回答があった (回答率 66.7%)。

1) 対象者の属性

性別は、学生および養護教諭共に女性 6 名 (100%) であった。年代は、学生は 20 歳代 6 名 (100%)、養護教諭は 30 歳代 1 名 (16.7%)、40 歳代 2 名 (33.3%)、50 歳代 3 名 (50%) であった (表 1)。

2) 実習への取組み意欲

実習への取組み意欲は、学生は学生自身および養護教諭は学生に対して共に「意欲的だった」、「まあまあ意欲的だった」を合わせて 100% であった (表 2)。

3) 到達目標の達成度

到達目標の達成度は、学生は学生自身に対して「達成できた」、「まあまあ達成できた」を合わせて 100%、養護教諭は学生に対して「達成できた」、「まあまあ達成できた」を合わせて 66.7%、無回答 33.3% であった (表 3)。

4) 実習で経験したかったこと/指導したかったこと

学生が実習で経験したかったことは、〈救急処置〉〈保健指導〉〈学校規模による養護教諭の職務の違い〉から【養護教諭の職務】、〈行事 (運動会・修学旅行) の準備〉から【行事の準備】、〈保護者との連携〉から【保護者との連携】が明らかとなった (表 4)。養護教諭が指導したかったことは、〈問診〉〈創の観察と対応〉〈生活指導や生徒指導〉から【保健室での様々な対応】、〈健康診断の実施〉から【健康診断】、〈保健指導〉から【保健教育】、〈コミュニケーションや触れ合い〉から【児童生徒との関り】が明らかとなった (表 5)。

5) 制限された教育活動
学生は〈接触〉〈直接交流による情報収集〉〈マスクによる会話の表情の観察〉から【接触の制限により的確な情報収集ができなかった】、〈グループワークが制限された〉から【指導形態が制限された】 (表 6)。養護教諭は〈保健室での問診や応急処置〉から【専門技術 (問診・応急処置) が実施できなかった】、〈様々な活動場面での観察 (様々な活動場面での関り)〉から【児童の観察と交流ができなかった】、〈行動の中止〉〈密を避けた児童同士の交流〉から【児童どうしの体験や直接交流ができなかった】が明らかとなった (表 7)。

6) 感染症対策や教育活動の制限について感じたこと

学生は〈十分だった〉〈教員の徹底した感染対策が学校での感染対策にとって重要〉から【全教員の徹底した感染対策が重要】、〈行った感染症対応は実習校や養護教諭の役に立った〉〈意識の低下が心配〉から【感染症対策は役に立った/意識低下は心配】、〈制限下の実習は良い経験となった〉から【制限下の実習は良い経験となった】が明らかとなった (表 8)。養護教諭は〈自らの感染対策が実習の前 (必要) 〉〈大学と実習校との感染対策両方を学んでほしい〉から【感染対策の理解と実践の修得】、〈安心・安全な実習のため実習校と大学の協力〉〈感染対策を大学と実習校の両方で行えた〉〈次の実習内容の不安〉から【安全・安心な実習のための体制の必要性】が明らかとなった (表 9)。

7) 制限の中で養護実習が行われたメリット

学生は〈健康診断の時期をずらして行った〉から【臨機応変な対応】、〈コロナ禍だからこそその感染や給食などの対応が経験できた〉〈コロナ禍の感染対策の保健指導は生徒は興味を持った〉から【コロナ禍だから得るものがあった】、〈学校での感染対策・対応が学べた〉〈実際の養護教諭の職務・役割を知れた〉から【学校や養護教諭の実際が学べた】、〈教員目線で学べた〉から【教員目線で学べた】が明らかとなった (表 10)。養護教諭は〈健康診断の経験は有意義であった〉〈保健指導の実施は養護教諭としての力になった〉〈制限がある中でも職務を見学でき実習をやり遂げられた〉から【実践できたことが力になる】、〈新型コロナ含めて感染症対策が学べ良かった〉から【感染対策の実際が学べた】、〈徹底した感染対策で学生の感染リスクが低減できる〉から【学生の感染リスク低減ができた】が明らかとなった (表 11)。

表1 対象者の属性 n=6

項目	選択肢	人	%
学 性別	女	6	100
生 年代	20代	6	100
養 性別	女	6	100
護 年代	30代	1	16.7
教	40代	2	33.3
諭	50代	3	50.0

表2 実習への取り組み意欲 n=6

項目	人	%
学 意欲的だった	4	66.7
生 まあまあ意欲的だった	2	33.3
養 あまり意欲的でなかった	0	0
護 意欲的でなかった	0	0
教 意欲的だった	3	50.0
諭 まあまあ意欲的だった	3	50.0
論 あまり意欲的でなかった	0	0
論 意欲的でなかった	0	0

表3 到達目標の達成度

項目	達成できた		まあまあ達成できた		あまり達成できなかった		達成できなかった		無回答	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
学 児童・生徒との円滑な関係性が構築できる	4	66.7	2	33.3	0	0	0	0	0	0
生 実習校の実態をアセスメントし、児童・生徒の実態に適した指導計画が立案できる	4	66.7	2	33.3	0	0	0	0	0	0
養 立案した計画を実施し、評価できる	4	66.7	2	33.3	0	0	0	0	0	0
護 現代的健康課題と養護教諭の職務について説明できる	1	16.7	5	83.3	0	0	0	0	0	0
教 児童・生徒との円滑な関係性が構築できる	1	16.7	3	50.0	0	0	0	0	2	33.3
諭 実習校の実態をアセスメントし、児童・生徒の実態に適した指導計画が立案できる	2	33.3	2	33.3	0	0	0	0	2	33.3
論 立案した計画を実施し、評価できる	2	33.3	2	33.3	0	0	0	0	2	33.3
論 現代的健康課題と養護教諭の職務について説明できる	1	16.7	3	50.0	0	0	0	0	2	33.3

表4 実習で経験したかったこと(学生)

カテゴリ	サブカテゴリ	記述内容
養護教諭の職務	救急処置	怪我の手当てなどをもう少し経験したかった。
	保健指導	もっと様々な分野の保健指導を行いたかった。 もっと時間があれば一人ひとり丁寧に実技を交えながら保健指導ができたかなと思う
	学校規模による養護教諭の職務の違い	大規模校と小規模校における養護教諭の職務の違いを実際に児童生徒と関わる中で見たかった。知りたかった
行事の準備	行事(運動会・修学旅行)の準備	運動会や修学旅行などの行事の際に養護教諭はどのような準備をするのか学びたかった
保護者との連携	保護者との連携	保護者との連携についてもっと知りたかった

表5 実習で指導したかったこと(養護教諭)

カテゴリ	サブカテゴリ	記述内容
保健室での様々な対応	問診	来室者の問診(ここからフィジカルアセスメントしてトリアージを考える)
	創の観察と対応	応急処置の実施 創の症状の観察
	生活指導や生徒指導	保健室での児童対応(けが・病気だけでなく生活指導や生徒指導など)の実際
健康診断	健康診断の実際	1月9月の実習のため、健康診断の行事がほとんどないので、実習として体験できない。いくら口頭で指導しても実際の行事の様子を見学できないと、分からないことも多いと思う 検診関係(コロナウイルス感染症対策における検診時対応の仕方、消毒液、消毒方法について)
保健教育	保健指導	保健授業(保健指導案検討・授業の資料づくり(黒板提示用・ビデオ作製など)・板書計画作成(資料提示方法について)・授業用ワークシートづくり) 生徒とのコミュニケーション
児童生徒との関り	コミュニケーションや触れ合い	生徒と触れ合う時間をもっととれたらよかったです 生徒と関りが例年に比べ少なかったので残念に思います。給食指導での対面が禁止され会話できない。体育祭の中止で行事等の制限があった

表6 制限された教育活動(学生)

カテゴリ	サブカテゴリ	記述内容
接触の制限により的確な情報収集ができなかった	接触	密な接触
	直接交流による情報収集	給食を共にとることができず、コミュニケーションを通じた情報収集や食事摂取の状況を確認できなかった(4人)
	マスクによる会話の表情の観察	マスクなしでの会話
指導形態が制限された	グループワークが制限された	保健指導の際に、児童たちのグループワークを取り入れることができなかった

COVID-19 蔓延時に行われた養護実習から考察された課題

表7 制限された教育活動(養護教諭) n=4

カテゴリ	サブカテゴリ	記述内容
専門技術(問診・応急処置)が実施できなかった	保健室での問診や応急処置	保健室での児童対応
		問診
		応急処置
児童の観察と交流が できなかった	様々な活動場面での観察	朝の会、給食、休み時間等に学級へ行き観察をすること
		授業参観
	様々な活動場面での関り	教室で給食を食べる
		昼休み、児童と遊ぶ
児童どうしの体験や 直接交流ができなかった	行事の中止	運動会、部活動(バスケ、陸上、駅伝)、音楽会中止
	密を避けた児童同士の交流	給食時間、清掃時間、音楽、体育、理科、図工などは密にならない制限で実施している(マスク着用)

表8 感染症対策や教育活動の制限について感じたこと(学生) n=6

カテゴリ	サブカテゴリ	記述内容
全教員の徹底した 感染対策が重要	十分だった	十分であった 大学側も実習校も用意してくれていたため、衛生用品に困ることはなくありがたかった
	教員の徹底した感染対策が学校での 感染対策にとって重要	小学校は児童に感染対策をするように呼び掛けても低学年は特に手洗い、うがいなどの対策はできても、学校環境への感染対策に対して求めることは難しいと感じ、実習校での教員方の徹底した感染対策は児童や教員方の感染予防、健康管理にととてもつながると感じた
感染症対策は役に立った /意識低下は心配	行った感染症対応は実習校や 養護教諭の役に立った	大学と実習校の間で感染症対策についての認識に齟齬があったと思う。ですが、実習校のみでなく、専門的な知識を学んでいないために誤った方法での使用や取組につながっているのだと感じたため、看護を学んだ者として様々な物品を用いて説明を行いながら取組めたのは良かったと思います
	意識の低下が心配	環境衛生活動を強化したことで、生徒が安心して学校生活を送ることができたと思うし、養護教諭が1人で普段行っていることを一緒に行うことで、多少は力になれたのではないかと感じた
制限下の実習は良い 経験となった	制限下の実習は良い経験となった	制限などがあっても、このような特殊な中で実習ができたことは良い経験となった

表9 感染症対策や教育活動の制限について感じたこと(養護教諭) n=4

カテゴリ	サブカテゴリ	記述内容
感染対策の理解と 実践の修得	自らの感染対策が実習の前に必要	社会全体が感染者を出さない方向ですんでいるので、自らを守る、他者に感染させないは、学びの前には最も重要と考える
	大学と実習校の感染対策 両方を学んでほしい	学生には大学の感染予防策と、実習校での感染予防策を両方理解し実践してもらいたい
安全・安心な実習のため の体制の必要性	安心・安全な実習のため実習校と大学の 協力	校内の感染対策だけでなく、実習のために実習生自信の健康チェック等を細かくさせていて安心して受け入れることができました。これからも安心して安全に実習できるよう、大学側と協力して行けたらと思います
	感染対策を大学と実習校の 両方で行えた	コロナウイルス感染症対策が大学側も強化して下さりとてもありがたかった。学校も感染症対策には強化中であったので、両方の面から行うことができて良かった。環境衛生用品の持参ありがとうございました。
	次の実習内容の不安	次の実習ではどのぐらいのことをしてあげられるかが不安

表10 制限の中で養護実習が行われたメリット(学生) n=5

カテゴリ	サブカテゴリ	記述内容
臨機応変な対応	健康診断の時期をずらして行った	コロナの影響により健康診断の時期がずれて、実習期間中に経験できたのは良かった
	コロナ禍だからこそその感染や給食など の対応が経験できた	感染対策など今の状況だからこそ学べることが多かった(教室での感染対策や給食など)
		コロナ禍というイレギュラーな中、実施することができたため、感染症対策など通常の職務以外の経験ができたので良かった
コロナ禍でも実際に学校で実習できたことで、 コロナ禍における養護教諭の役割なども学 ことができた	コロナ禍の感染対策の保健指導は 生徒は興味を持った	現在の状況と照らし合わせた内容だったので、生徒に興味を持ってもらった(感染対策の保健指導を行ったから)
	学校や養護教諭の実際の 学べた	学校での感染対策や対応について学ぶことができた
教員目線で学べた	実際の養護教諭の職務・役割を知れた	実際の養護教諭の職務や役割を知ることができた
	教員目線で学べた	児童生徒目線ではなく、実習を通して教員目線で学校、教員について学ぶことができた

表11 制限の中で養護実習が行われたメリット(養護教諭) n=5

カテゴリ	サブカテゴリ	記述内容
実践できたことが力になる	健康診断の経験は有意義であった	本来は時期でない定期健康診断の様子を見せて伝えることができた 新型コロナの影響で1学期が6月から開催されたため、9月に定期健康診断を行った。実際に健康診断を体験出来るとても有意義な実習になったと思う
	保健指導の実施は養護教諭としての力になった	指導案に沿って保健の授業が実施できたことは、今後養護教諭として働くときの力になったと思う
	制限がある中でも職務を見学でき実習をやり遂げられた	制限がある中でもその範囲内ではある者の、実習を問題なくやり遂げることができた。職務内容については見学することができた
感染対策の実際が学べた	新型コロナ含めて感染症対策が学べ良かった	学校での感染症対策を経験することができてよかったのではないのでしょうか 新型コロナウイルス感染予防対策を含めて、感染症予防について深く学べたのではないかと思います
学生の感染リスク低減ができた	徹底した感染対策で学生の感染リスクが低減できる	対応した生徒からの感染の可能性を低くできる

表12 制限の中で養護実習が行われたデメリット(学生) n=2

カテゴリ	サブカテゴリ	記述内容
生徒理解が不十分	接触時間が短いためあまり交流できなかった	コロナの状況があり、ソーシャルディスタンスを取らなければいけないので、あまり生徒と関わるができなかった 時間が短いため、交流できる生徒に限られる
目的達成不安	目的が伝わりにくい	実習目的が伝わりにくい

表13 制限の中で養護実習が行われたデメリット(養護教諭) n=5

カテゴリ	サブカテゴリ	記述内容
児童の理解不十分	活動を通して児童との触れ合いができず残念だった	普段の生徒の活動を見ることができなかったことが残念でした(体育祭など) 児童との触れ合いができず、クラスへ行っての授業参観や給食ができなかったのが残念だった
	子どもとの触れ合いができず児童理解ができなかった	コロナウイルス感染症対応だったので、給食指導、清掃指導での子どもたちとのふれあいができず、十分な児童理解ができなかった
信頼関係のできにくさ	人との距離が物理的にも精神的にも空いてしまった	感染予防対策として人との距離をとったため、生徒との距離感が、物理的にも精神的にも空いてしまったように感じる
深い学びの未体験	実体験不足で深い学び・課題の把握ができにくい	実体験が乏しく、より深い学び(失敗からの反省、考察)ができにくく、見学と説明はしているが意識にとどまりにくいのではないかと 子どもたちとの触れ合いができなかった分、指導するうえで必要な実態調査が、指導教諭からの伝達のみで情報が少なく、実感として子どもたちの課題などをつかむことが難しかったのではないかとと思う

表14 その他感じたこと(学生) n=1

カテゴリ	サブカテゴリ	記述内容
養護教諭の重要性の再認識	養護教諭の重要性の再認識	思っていた以上に養護教諭の仕事は大変であるが、学校現場において欠かせない重要な存在であることを実感した

8)制限の中で養護実習が行われたデメリット

学生は〈接触時間が短いためあまり交流できなかった〉から【生徒理解が不十分】、〈目的が伝わりにくい〉から【目的達成不安】が明らかとなった(表12)。養護教諭は〈活動を通して児童との触れ合いができず残念だった〉〈子どもとの触れ合いができず児童理解ができなかった〉から【児童の理解不十分】、〈人との距離が物理的にも精神的にも空いてしまった〉から【信頼関係のできにくさ】、〈実体験不足で深い学び・課題の把握ができにくい〉から【深い学びの未体験】が明らかとなった(表13)。

9)その他感じたこと

学生は〈養護教諭の重要性の再認識〉から【養護教諭の重要性の再認識】(表14)。養護教諭は〈実習記録に学びの記載が少ない〉(当日の実習記録提出は深く考えられていない)〈現状を活かしていない〉から【実習の取組みの課題】、〈冬の実習は感染症流行で負担である〉(新型コロナの中の実習は不安がある)から【感染症による負担や不安】、〈限られた状況でも逆に明確な目標を定められた〉から【限られた状況を活かした】、〈熱意・生徒理解・教員との関係が良かった〉から【熱意があり良かった】が明らかとなった(表15)。

表15 その他感じたこと(養護教諭)

n=6

カテゴリ	サブカテゴリ	記述内容
実習の取組の課題	実習記録に学びの記載が少ない	実習記録にやった項目は書くが、その日そこで何を学んだのか考えることが少ない 項目の記述で実際の内容がないので毎日おなじになってしまう。毎日体験することは、その場その場で違うので生きた実習や学びをしてもらいたい
	当日の実習記録提出は深く考えられない	その日の記録をその日に書いてみてもらおうと、実習時間を削って記録したり深く考えることができないので、翌日の提出の方が良いのではないかと思う
	現状を活かしていない	生徒の現状を見る前に保健指導を考えているので、生徒の問題が反映しづらい
感染症による負担や不安	冬の実習は感染症流行で負担である	インフルエンザもですが、今回のような感染症の流行している中、お互いに気を張りつめながら実習を行うことをとても負担に感じます。 コロナが終息した後も実習の時期を検討していただきたいです(冬のインフルの時期は中3の受験と重なり、とても不安に感じています)
	新型コロナウイルスの中の実習は不安がある	実習時期について検討していただけたらと思います。1月～インフルエンザ流行期など、特に中学校は受験を控えていますのでお互い気を遣う気がします 誰もが新型コロナウイルスの予防策について不安を抱えていたと思います。学校側も対策で追われていました。
	限られた状況を活かした	本校での実習の時、1月はいつものようにでき、9月は緊急事態宣言が発令されていなかったため、多少制限はあっても、やることができたので良かった(授業実践や健康診断の手伝い等)、次回の実習はどうなるのかと不安になる
熱意があり良かった	熱意・生徒理解・教員との関係が良かった	もともと期間も短く、実態を取りにくい環境の中で子どもたちのために保健指導の内容を考えることは大変だったと思うが、逆に「こうしたい」「こういうことを教えたい」と目標をはっきりと定めることができ良かったと思う 本実習生は、学ぼうとする熱意を感じた。子どもたちとの接し方も上手であり、一人一人の子どもについて良く理解しようとしていた。先生方とのコミュニケーションも良く出来ていて、授業も担任の先生方と協力しながら良く出来ていた

VIII. 考察

1. 実習目標の達成度

養護実習Ⅱの到達目標は(1)児童生徒との円滑な関係性が構築できる。(2)実習校の実態をアセスメントし、児童生徒の実態に適した指導計画が立案できる。(3)立案した計画を実施し、評価できる。(4)現代的健康課題と養護教諭の職務について説明できる。の4項目であった。この実習の到達目標4項目すべて、学生は「達成できた」、「まあまあ達成できた」を合わせて100%であったこと、実習への取り組み意欲も「意欲的だった」、「まあまあ意欲的だった」を合わせて100%であったことから、学生は養護実習Ⅱに意欲的に取り組むことで実習目標を達成できたと考えられた。養護教諭は学生に対して実習の到達目標4項目すべて「達成できた」、「まあまあ達成できた」を合わせて71.4%、無回答28.6%であり、実習への取り組み意欲は「意欲的だった」、「まあまあ意欲的だった」を合わせて100%であったことから、養護教諭も学生は養護実習Ⅱに意欲的に取り組むことで実習目標を達成できたと感じていると考えられた。

2. 養護実習に期待していることの特性

学生の実習で経験したかったことは、〈救急処置〉〈保健指導〉〈学校規模による養護教諭の職務の違い〉から【養護教諭の職務】が多かったことから、育成指標⁸⁾に示されている6つ

の柱のうち養護教諭の「専門領域に関する資質能力」に関することに最も関心が高いことが推測された。また、【行事の準備】、【保護者との連携】も抽出されたことから、これらは組織の一員として協力し合うことであり、育成指標8)の6つの柱の「チーム学校を支える資質能力」に含まれる。このことは、養護教諭は学校の中で多くは1人職種であることから、普段から連携しあうことが必要と考えていることが推測された。育成指標の他の4つは含まれていなかった。以上のことから、学生が養護実習に期待することは、専門性や連携に関するものであり、これは養護教諭が学校で唯一の専門職であるという特性が関係していると推測された²⁵⁾。

養護教諭が指導したかったことは、〈問診〉〈創の観察と対応〉〈生活指導や生徒指導〉から【保健室での様々な対応】であったことから、養護教諭が学生に指導したい職務は、育成指標の「専門領域に関する資質能力」はもちろん「生徒指導等に関する実践的指導力」も養護実習では重要と考えていることが推測された。また、養護教諭はこれらの職務が行われる場としての保健室の機能を重視していることが推測された。さらに、【健康診断】が抽出されたことから、健康診断は6月までと時期が限定して実施されるため普段の養護実習Ⅱでは経験できないものであるが、養護教諭は養護教諭の重要な職務として健康診断を位置づけているため学生にも経験させた項目であると強く考えていることが推測された。養護教諭

の5つの職務の項目の中では【保健教育】が唯一抽出されたことから、養護実習Ⅱの到達目標が保健指導の実施であったためとも考えられるが、養護教諭が健康面で児童生徒の成長を支援する教育職であると捉えている²⁹ことが関連すると考えられた。〈コミュニケーションや触れ合い〉からの【児童生徒との関り】は、保健室で行われる様々なことや保健教育は、児童生徒への個別支援となるため、支援の根拠となる情報を収集しアセスメントするためには、個別に関わるコミュニケーション技術が重要であると考えていることが推測された。以上のことから、養護教諭は、養護実習で学生に身につけて欲しいことは、健康診断を含む専門性に関することのほかに、養護教諭は教員であるという特性から生徒指導や保健教育も含まれていたと考えられた。

3. COVID-19 蔓延時に行われた教育実習の実態

1) 経験できなかったこと

学生は【接触の制限により的確な情報収集ができなかった】および【指導形態が制限された】ことであったことから、実習目標が児童生徒の実態から健康課題を把握し、児童生徒の実態に合った保健指導を行うことであるため、この実習目標を達成するために必要だった的確な情報収集やグループワークなど主体的で深い学びを得るための指導形態であるアクティブ・ラーニング（以下、AL）が制限されたと感じていることが推測された。以上のことから、保健指導は児童生徒の健康実態に基づき、健康増進や改善などの行動変容を図ることを目的に実施される。今回の養護実習では、接触の制限により実態に基づいた効果的な保健指導を実施しにくかったことが明らかとなった。

養護教諭は【専門技術(問診・応急処置)が実施できなかった】と感じていることから、保健室は健康状態がすぐれない児童生徒が来室する場であり、COVID-19により学生が児童生徒と直接かかわることが制限されていたため、特に専門技術である問診や応急処置という保健室では必須な内科・外科の初動行為を体験させられなかったと感じていると推測された。さらに、【児童の観察と交流ができなかった】や【児童どうしの体験や直接交流ができなかった】と感じていることは、養護教諭は学生に児童生徒との直接的交流から教員としての対応を行うことが効果的な実習であると考えていることが推測された。以上のことから、保健室では必須な初動行為が体験できなかったこと、効果的な直接交流からの学びが体験できなかったことが明らかとなった。

2) メリット・デメリット

制限の中で養護実習が行われたメリットとして、学生の【臨機応変な対応】、【コロナ禍だから得るものがあつた】は、コロナ禍だからこそ学べたことであり、COVID-19に限らず予測できない様々な困難な状況でも臨機応変に対応するという経験になったと感じていることが推測された。特に感染症対

策については、養護教諭の【感染症対策の実践が学べた】や、感染症対策や教育活動の制限について感じたことについて学生は【全教員の徹底した感染対策が重要】、【感染症対策は役に立った/意識低下は心配】と感じており、養護教諭は【感染対策の理解と実践の修得】の必要性、【安全・安心な実習のための体制の必要性】についてまで考えが及んでいた。また、学生の【学校や養護教諭の実践が学べた】、【教員目線で学べた】や養護教諭の【実践できたことが力になる】、感染症対策や教育活動の制限について感じたことの学生の【制限下の実習は良い経験となった】は、教員という立場で児童生徒に直接対応するという学校現場での実習が、教育実習を行う意義とも関連して非常に有意義だったと学生は考えていることが推測された。さらに、養護教諭が【学生の感染リスク低減ができた】と感じていることから、教育実習を行うときの指導教員は学生の安全にも配慮を行っているということが推測された。以上のことから、制限の中で養護実習が行われたメリットは、実際の感染症対策について充実した実体験をすることができ、養護教諭が中心となって感染症対策において教員を組織することを知り、大学と実習校の連携体制を整えることの必要性を強く認識した実習となったこと、学校現場での実習の意義や指導教員は学生の安全にも配慮していることが明らかとなった。

制限の中で養護実習が行われたデメリットとして、学生の【生徒理解が不十分】や養護教諭の【児童の理解不十分】であったことから、それらは【信頼関係のできにくさ】に繋がり、〈人の距離が物理的にも精神的にも空いてしまった〉、〈実体験不足で深い学び・課題の把握ができにくい〉から【深い学びの未体験】という結果になっていた。このことより、児童生徒との交流が制限されたことにより最も影響が大きかったのは、児童生徒との交流による実体験不足による実習生の教員としての気づきや成長につながる機会の喪失であったと考えられる。また、学生の【目的達成不安】は、学生自身も実習で経験したかったことが〈救急処置〉〈保健指導〉〈学校規模による養護教諭の職務の違い〉から【養護教諭の職務】であったことから、児童生徒との直接交流が制限されたことで養護実習において身につけたかった技術が体験できなかったことに対する不安があると考えられた。以上のことから、制限の中で養護実習が行われたデメリットは、教員としての成長につながる機会の喪失と技術の経験不足であることが明らかとなった。

3) その他想起されたこと

今までは、教員免許取得のためには学校現場での「実習」が必須であった。しかし今回、特例ではあるがCOVID-19により教育実習を行わないという対応が行われたことより、改めて教育実習の意義を問い直す機会となった。COVID-19蔓延時に行われた養護実習の実態について行った調査の中の、

その他感じたこととして、学生は「思った以上に養護教諭の仕事は大変であるが、学校現場において欠かせない重要な存在であることを実感した」ことから【養護教諭の重要性の再認識】をしていた。このことは、大学で学んだ知識・理論・技術等を学校現場で通用する指導力を体得することのほかに、実際の学校現場における「実習」という参加形態は、学生が目指している職種の重要性を再認識するというキャリア選択や「職業社会化」に資する経験であることが推測された。

養護教諭は、学生の実習記録や実習の展開に関する【実習の取組の課題】や【感染症による負担や不安】などの、実習を引き受けている立場から実習体制に対して感じていることがあることが明らかとなった。また、【限られた状況を活かした】や【熱意があり良かった】など学生に対する意欲についてもしっかり感じ取り良い評価を行っていた。以上のような養護教諭の気づきは、養育実習の意義が学校現場の志気の向上にも影響していたことから、お互いの情報共有が今後実習施設を選択するときの参考になることが推測された。

4. 養護実習の課題

1) 育成指標に基づく養成計画

教員等の養成・採用・研修を通した一体的な改革が推進されている²⁰中、千葉県は6つの養護教諭の職務について、養成、採用、任用・配置の各段階における育成指標を示した。この6つの職務を基準とした場合、学生が養護実習に期待していたことは養護教諭は学校で唯一の専門職であることから「専門領域に関する資質能力」および「チーム学校を支える資質能力」であり、養護教諭が学生に指導したかったことは養護教諭の専門性や教員という特性から「専門領域に関する資質能力」および「生徒指導等に関する実践的指導力」と限定されていた。このことから、養護実習の課題としては、育成指標は養成・採用・研修の一体改革の中、新たに示されたものであるため、今後の大学等での養成段階での養護教諭の養成教育においては、6つの職務内容を各科目および実習にどのように組み込んでいくかを検討する必要があると考える。

2) 未体験の専門技術への対応

コロナ禍において、学生は保健室で児童生徒と直接かかわることが制限された。そのため特に問診や応急処置という専門技術が体験しにくかった。COVID-19のような感染症が蔓延した場合、今後も学生に実施させることは回避的判断がなされることが予測される。そのため、養護実習で直接児童生徒との関りを通して修得するような技術が未体験であるということを想定して、養護実習の事後指導や教職実践演習の科目で補っていくことができるよう調整していくことが課題であると考え。また、養護教諭の専門的な知識・理論・技術等を学校現場で通用する実践的な指導力として体得することにつながる重要な事項であるため、その場合の教授方法は、事例を活用した問診から応急処置およびその時の保健指導まで

の流れについてロールプレイなどのALで行うことが望ましく、実施後はディスカッションを通して内省ができる機会を設けることが必要であると考え。

3) 内省が行える授業づくり

教育実習において学生は、生身の児童生徒と向き合う中で自分の予想しないような反応が返ってきたり、計画通りに指導が進まなかったりすることに直面する。学生は、そのような経験を通して内省し、自分の課題や弱点に気づいていく機会となる¹¹⁾¹²⁾。そのため、児童生徒との交流が制限されたことにより最も影響が大きかったのは、実習生の教員としての気づきや成長につながる機会の喪失であった。そのため、今後の課題は内省をどう作っていけるかであると考え。平塚ら²¹⁾は、学校保健実習においてMicrosoft Teamsを用いたリモート実習を実施し、体験不足の補完や学生の創造力・発想力・発想力の育成につながったと述べている。この授業の工夫は、実習校の児童生徒の健康課題をアセスメントし健康教育リーフレットを作成し、作成したリーフレットを3~4人の学生と意見交換し見直しを行い、その後実習校に届けていることである。学生同士の意見交換が自分の課題や弱点に気づく機会となるであろうし、リーフレットを読んだ児童生徒との意見交換も内省の機会となると考える。

4) 感染症対策

COVID-19 蔓延時の感染対策は、学校においては3つの密と3つの条件が重ならないようにすることが徹底され、遠隔授業などの授業形態への変更、時差登校や体育・修学旅行・部活等の教育活動の制限が行われた。教育実習での学生に対しても、毎朝の検温や風邪症状の確認を行うこと、感染リスクの高い場所に置く機会を減らすことなどの制限が徹底された。しかし、これらの対策や制限が行われた中でも、そこから感染症対策の重要性や技術の修得、体制構築の必要性など多くの学びが得られる体験となった。このことは、感染という危機的状況でもそれをマネジメントして対処することを経験できた貴重な体験であったと考える。学生は教育実習でその実践を目の当たりにできたことは、学生が将来に遭遇するクライシスに対処する基礎となると考えられる。今後も新たな感染症や災害は発生する可能性が高いことから、様々なリスクに対するマネジメントは教育実習に関しても想定しておく必要があると考える。今後の新たな感染症の蔓延はもちろん、児童生徒の安全を考えた場合、今回行われた感染対策は基準となっていくと考えられる。

5) 大学、教育委員会、学校の連携強化

COVID-19 に関して文部科学省は、教育実習に関しての留意点や対応等を大学、教育委員会、学校が密に連携して進めるように通達している¹⁷⁾。短い期間に数々の通達が、段階的であったが大きな変更が示された。中でも、教育実習の時期や期間の変更、教育実習を行わないことに関しては前例がな

く、教員を養成する大学においても教育実習の意義に関わる出来事となり、教育実習を受け入れたり新任教員が着任したりする学校現場においても戸惑いを感じる出来事であったことが推測される。また、教育実習の窓口となり実習を調整したり、教員を採用し研修を企画したりする教育委員会においても、教育実習を経験していない教員の採用や研修については従来通りとはいかないことが懸念される。さらに、実習により学生は養護教諭が学校現場において欠かせない重要な存在であることを再認識したり、養護教諭が学生の意欲を高く評価したりしていた。これらの結果をフィードバックすることはお互いの志気の向上につながり、養護実習をより意義のあるものにしていくためにも貴重な情報である。以上のようなことから、実習前や実習中、そして実習後のお互いの情報共有を今後どのように図っていくかは重要な課題である。また、現在は、教員の養成・採用・研修は一体として取り組まれているため、大学、教育委員会、学校が連携して教育実習を検討していく組織をどのように構築していくかも今後の課題である。と考える。

IX. まとめ

COVID-19 蔓延時に行われた養護実習の実習目標は概ね達成できた。COVID-19 蔓延時に行われた養護実習から考察された課題は、1)育成指標に基づく養成計画として、今後の養護教諭の養成教育においては、養護教諭の6つの職務内容を各科目および実習にどのように組み込んでいくかを検討すること。2)未経験の専門技術への対応として、養護実習の事後指導や教職実践演習の科目で、事例を活用した問診から応急処置、保健指導までの技術の実践および実践を振り返る授業内容を検討すること。3)内省が行える授業づくりとして、相手の立場で考えたり他者の考えを参考に内省できるようにしたり、児童生徒の健康課題のアセスメントおよび学生同士や児童生徒との意見交換を取り入れること。4)感染症対策として、今回の感染症対策を基準として、今後の様々なリスクに対するマネジメントを検討しておくこと。5)大学、教育委員会、学校の連携強化として、実習前や実習中、実習後の情報をお互い共有する組織の構築を検討することであった。

引用文献

- 1) 文部科学省：教職課程コアカリキュラム。2017。 https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afldfile/2017/11/27/1398442_1_3.pdf, (参照 2023-09-20)
- 2) コロナ禍からの教育実習の在り方に関する研究。神奈川大学心理・教育研究論集, 49, 29-50, 2021.
- 3) 文部科学省：『令和の日本型学校教育』を担う 教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～(答申)。2022。https://www.mext.go.jp/content/20221219-mxt_kyoikujin_zai01-1412985_00004-1.pdf, (参照 2023-09-20)
- 4) 文部科学省：養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議 議論の整理。2922。 https://www.mext.go.jp/content/20220930-mxt_kenshoku-000024934_1.pdf, (参照 2023-09-20)
- 5) 文部科学省：子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために 学校全体としての取組を進めるための方策について(答申)。2008。 https://www.mext.go.jp/content/20220511-mxt_kenshoku-000022507_5.pdf, (参照 2023-09-20)
- 6) 文部科学省：「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～(答申)。2022。 https://www.mext.go.jp/content/20221219-xt_kyoikujinzai01-1412985_00004-1.pdf, (参照 2023-09-20)
- 7) 文部科学省：新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について。2019。 https://www.mext.go.jp/component/b_menu/hingi/toushin/_icsFiles/afldfile/2019/03/08/14129931_1.pdf, (参照 2023-09-20)
- 8) 千葉県：千葉県・千葉市教員等育成指標～信頼される質の高い教員等の育成を目指して～。2023。 <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyoiku/shidou/shihyou/documents/01yougokyouyu-sihyou.pdf>, (参照 2023-09-20)
- 9) 野口芳直：次世代教員養成のための教育実習 教師の初心をみかく理論と方法。次世代教員養成研究会(編), 学文社, 11, 2016.
- 10) 米沢崇：学部生からみた教育実習の意義に関する一考察—数量的分析および質的分析を通して—。広島大学大学院教育学研究科紀要, 1(56), 67-76, 2007.
- 11) 荻野和美, 林照子, 江原悦子, ほか：養護教諭の力量形成に関する研究(その2)力量形成要因の分析及び経験年数における比較。大阪教育大学紀要第IV部門(教育科学), 51(1), 181-198. 2002.
- 12) 三森寧子：初任期養護教諭が成長する経験とその要因。聖路加看護学会誌, 21(1-2), 12-19, 2017.
- 13) 中央教育審議会：今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)。2006。 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chu

- kyo0toushin/1212707.htm, (参照 2023-09-20)
- 14) 町支大祐：“学校の新規参入と適応”，教師の学びを科学するデータから見える若手の育成と熟達のモデル。中原淳監修，脇本健弘・町支大祐著，北大路書房，79-85，2020。
 - 15) 脇本健弘：“教師の成長を促す大学時代の経験—大学生からのトラنجション”，教師の学びを科学するデータから見える若手の育成と熟達のモデル。中原淳監修，脇本健弘・町支大祐著，北大路書房，79-85，2020。
 - 16) 横浜市教育委員会：平成 30 年度第 1 回(通算 10 回)横浜市大学連携・協働協議会 配布資料。2018。
 - 17) 文部科学省：令和 2 年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について。2020-04-03。 https://www.mext.go.jp/content/202000403-mxt_kyoikujinzai02-000004520-1.pdf, (参照 2023-09-20)
 - 18) 文部科学省：令和 2 年度における教育実習の実施機関の弾力化について。2020-05-01。 https://www.mext.go.jp/content/20200501-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf, (参照 2023-09-20)
 - 19) 文部科学省：教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について。2020-08-11。 https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/no/mext_00069.html, (参照 2023-09-20)
 - 20) 内閣官房：新型コロナウイルス感染症対策本部会議。2020-02-27。 https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202002/27corona.Html, (参照 2023-09-20)
 - 21) 内閣官房：新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律。2020。 https://corona.go.jp/news/pdf/r2_kaisei_kofu.pdf, (参照 2023-09-20)
 - 22) 文部科学省：新型コロナウイルス感染症対策のための学校における臨時休業の実施状況について。2020-05-11 https://www.mext.go.jp/content/20200513-mxt_kouhou02-000006590_2.pdf, (参照 2023-09-20)
 - 23) 文部科学省：新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等の授業の実施状況。2020-07-01。 https://www.mext.go.jp/content/20200717-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf, (参照 2023-09-20)
 - 24) 内閣官房：新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議，2020-03-19。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html, (参照 2023-09-20)
 - 25) 日本養護教諭教育学会：養護教諭の専門領域に関する用語の角解説集(第一版)。 <http://www.yogokyoyukyoku-gakkai.jp>, (参照 2023-09-20)
 - 26) 文部科学省：教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業。2017。 <https://judgit.net/projects/2925>, (参照 2023-09-20)
 - 27) 平塚久美子，市原千里，永井健太，他：コロナ禍における公衆衛生看護学実習の試み。東都大学紀要，11(1)，93-101，2022。